

令和 6 年第 8 回農業委員会総会議事録

開催 日時	令和 6 年 8 月 2 8 日	自 13時00分 至 13時36分
場 所	壮 瞥 町 役 場 大 会 議 室	
出席 席 状 況	出席委員	
	委員 1 番	毛 利 文 康
	委員 2 番	堀 口 英 男
	委員 3 番	畠 山 恵美子
	委員 4 番	岩 倉 賢 一
	委員 5 番	木 村 大 作
	委員 6 番	佐 藤 慶 太
	委員 7 番	松 本 敏 春
	委員 8 番	清 水 俊 一
	欠席委員	
	・ 事務局長 齋 藤 誠 士	
	・ 主 幹 山 本 貴 浩	
議 事 日 程	議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	
	議案第 2 号 土地現況証明願いについて	
備 考	議長は、会議録署名委員に次の 2 名を指名した。 6 番 佐 藤 慶 太 7 番 松 本 敏 春	

議 事 録

令和6年第8回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

日程第4の内、議案第1号、農地法第5条の規定による許可による許可申請についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可による許可申請について。

1 土地の所在 壮瞥町字●●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●●m²の内●●●●m² 合計●●●●m²

区分 民地

契約内容 ●●●

目的 ●●●●●が冬期間開設するバナナボートコースとして

種地区分 第2種農地

転用計画の内容 バナナボートコース ●●●●m²

合計 ●●●●m²

所有者 ●●● ●●●

転用者 ●●● ●●●

申請理由 ●●●●●が冬期間開設するバナナボートのコースとして
下記の期間一時転用する。

期間 許可の日から 令和7年3月31日まで

2 土地の所在 壮瞥町字●●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●●m²の内●●●●m² 合計●●●●m²

区分 民地

契約内容 ●●●

目的 ●●●●●が冬期間開設するバナナボートコースとして

種地区分 第2種農地

期間 許可の日から 令和7年3月31日まで

議長 清水 俊一

只今、事務局長が説明をいたしました、農地法第5条の規定による許可申請についてご意見、ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

特に発言がなければ、農地法第5条の規定による許可申請について北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、農地法第5条の規定による許可申請については北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにいたします。

次に日程第4の内、議案第2号、土地現況証明願いについてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第2号、土地現況証明願いについて。

1 所在地番	壮瞥町字	●●●●	公簿地目	●	●●●●	m ²
	字	●●●●		●	●●●●	m ²
				合計	●●●●	m ²

現況 農地採草放牧地以外

区分 民地

利用状況 ●●

願出人 ●● ●●

願出理由 地目変更

現地調査 令和●年●月●日

なお願出人の希望につきましては、「●●」への変更となっているのと、議案の後ろに図面等を添付しておりますので、併せてご覧ください。
説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました土地現況証明願いについて審議するわけですが、土地現況証明は現地調査によって決定するものですが、番号1については、令和●年●月●日に地区担当委員3人で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれど、そのことについてよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声多数 —————

それでは番号1、●●－●●他1筆について、代表して木村大作委員からご意見をいただきます。

5番 木村委員

5番木村です。この案件につきましては、●月●日に地区担当委員の畠山委員と岩倉委員と私の3人で現地を確認しております。

申請者は、2筆とも●●から●●に変更したいとの出願ですが、長期間未耕作のため、宅地部分にある庭の草木が、農地まで繁茂している他、住宅の一部が出願された2筆にかかって建っており、農地として再び活用するには、住宅を取り壊す必要があるため、農地として再び活用するには、難しい土地条件であると確認されました。

私たち農業委員としては、将来何か土地の活用が可能になればと願い、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 清水 俊一

ただいま木村大作委員から、現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況は「●●」との意見がありましたが、他にご意見はございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

特に発言がなければ、番号1は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

本日附議された案件は全部終了いたしました。（13：36終了）